

## 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 下京区推進協議会設置要綱

### (設置及び名称)

第1条 下京区に住む誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、下京区を訪れる誰もが安心して過ごせる、やさしさあふれるおもてなしのまちを実現するため、推進協議会（以下「本協議会」という。）を設置する。

2 本協議会の名称は、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 下京区推進協議会」とする。

### (所管事務)

第2条 本協議会の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 下京区版運動プログラムの策定及び進捗管理に関すること
- (2) 下京区の安心・安全なまちづくりの推進に関すること
- (3) 地域に対する防犯活動の支援に関すること
- (4) 下京区の安心安全に係る調査研究に関すること
- (5) その他、本協議会の目的を達成するための活動に関すること

### (協議会の構成)

第3条 本協議会及び事務局は、別表に掲げる組織の者をもって構成する。

### (役員)

第4条 本協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員である構成団体の代表者の中から、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、本協議会の同意を得て、会長が指名する。
- 4 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 構成団体の代表者が交代した場合は、原則として新たな代表者が役員を引き継ぐこととする。代表者交代によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、その任期満了後でも協議会において後任者が選定されるまでは、継続して、その職務を行う。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 本協議会の目的を達成するために顧問を置く。

- 2 顧問は、下京区長、下京警察署長及び下京消防署長をこれに充てる。  
また、会長は必要に応じて、学識経験のある者その他を顧問に任命することができる。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要であると認めるとき、随時招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、本協議会の目的を達するための事業等を決定する。
- 4 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところとする。
- 5 特別な事情のある時は、会長は書面をもって意見を求め、会議に代えることができる。
- 6 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 目的の推進のため、必要に応じ部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 事務局は、本協議会を補佐する。

- 2 本協議会の庶務は下京区役所において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月2日決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月22日決定）

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

附 則（令和4年8月26日決定）

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

附 則（令和5年8月22日決定）

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

別表（第3条関係）

1 推進協議会委員

組 織 名
下京区自治連合会会長連絡会
下京区市政協力委員連絡協議会会長会
下京防犯推進委員協議会
下京区交通対策協議会
下京区自主防災会連絡会
下京区地域女性連合会
下京少年補導委員会
下京区管内の中学校校長会当番校
下京区管内の小中学校校長会当番校
商業施設関係者下京北部代表
商業施設関係者下京南部代表
下京自衛消防連絡協議会
下京金融機関防犯連絡協議会
下京防犯協会
下京区社会福祉協議会
下京民生児童委員会
下京区シルバークラブ連合会
京都駅安全・安心ネットワーク協議会
下京保護司会

2 事務局

事 務 局
下京区役所地域力推進室長
下京区役所地域力推進室総務・防災課長
下京区役所地域力推進室まちづくり推進課長
下京警察署副署長
下京警察署生活安全課長
下京警察署地域課長
下京警察署交通課長
下京消防署副署長（予防・警防担当）
子ども育みサポーター